

[都市整備局トップ](#) > [建築・開発行政](#) > [建設業者、建築士の指導等](#) > [建設業者の指導等](#) > [経営事項審査](#) > [経営事項審査の基準が改正されます](#)

[経営事項審査 説明書、申請書類及び記載要領](#) [建設業法施行令の一部改正について（金額要件の見直し等）](#) [経営事項審査](#) < >

経営事項審査の基準が改正されます

更新日：2026年6月1日

● 審査基準の改正について（令和8年7月1日施行）

令和8年7月1日より経営事項審査の審査基準の一部が改正され、持続可能な建設業に向けた担い手の育成・確保や、「地域の守り手」としての災害対応力の強化の取り組みを適正に評価・後押しするとともに、建設業許可要件の改正を踏まえた審査項目・基準の見直しを実施することとなりました。その他、改正内容は下記のとおりです。

【経営事項審査の改正内容】

経営事項審査におけるその他社会性（W）改正

① 『建設技能者を大切にす企業の自主宣言制度』の有無の新設

※「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の配点見直し

② 建設機械の保有状況の改正

③ 「社会保険加入に関する評価項目」の削除

※改正内容に関する詳細資料、告示、通知等については[国土交通省ホームページ](#) をご覧ください。

※新様式については[東京都都市整備局ホームページ](#)をご覧ください。

令和8年7月1日以降に申請する場合は新様式を使用してください。

お問い合わせ

市街地建築部 建設業課 建設業指導担当

☎ 電話：代表 03-5321-1111

・内線 30-681、682、665

記事ID：039-001-20241022-010084



My TOKYO

利用者一人ひとりの興味関心や状況に応じて必要な情報をお届けするとともに、皆様のご意見を反映し、「みんなでつくる」東京都の公式ポータルサイトです。

建設業者、建築士の指導等

建設業者の指導等